

(10) ^{のうせい}農政課から ^{てがみ}とどく手紙

つぎの ^{しやしん}しゃしんの ^{ふうとう}ふうとうが ^{ゆうびん}ゆうびんで ^{とど}とどきます。

【ふうとうの ^{しゅるい}しゅるい】



【^{てがみ}手紙に ^か書いてあること】

- ^{のうぎょう}農業集落排水使用料納入通知書 ^{とくそくじょう}督促状

^{のうぎょう}農業集落排水を ^{つか}つかっている人は ^おお金を ^ははらって ^{くだ}ください。

^おお金を ^ははらわないと さしおさえなどを ^{する}することが ^ああります。

◎29 ページの ^{むずかしい}むずかしい ^{こと}ことば ◎

※さしおさえ・・・あなたの ^{ざいさん}財産< ^{おきゆうりょう}おきゆうりょう ^{ぎんこう}銀行にあずけた^おお金 ^{いえ}家 など >を ^{とりあ}とりあげること

^{くわ} くわしい ^{はなし} 話を ^き きく ^{ところ} ところ	^ば ばしよ	^{でんわ} でんわばんごう
^{のうせい} 農政課 ^{のうそんせい} 農村整備係	^{さんむし} 山武市殿台296番地 ^{ぼんち} ②まどぐち	0475-80-1212

< ^{うけつけ}うけつけ時間 > ^{じかん}月曜日から ^{げつようび}金曜日まで ^{きんようび}ごぜん 8時30分から ^{じぶん}ごご 5時15分まで

※^{とようび}土曜日 ^{にちようび}日曜日 ^{しゅくじつ}しゅく日と ^{がつ}12月29日から ^{とし}つぎの年1月3日までは ^{やすみ}やすみです。